

4 消安第 4120 号
令和4年12月14日

農業資材審議会長
赤松 美紀 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第39条第1項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

アセタミプリド

4 消安第 4121 号
令和 4 年 12 月 14 日

農業資材審議会長
赤松 美紀 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

イソチアニル

4 消安第 4122 号
令和 4 年 12 月 14 日

農業資材審議会長
赤松 美紀 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

イミダクロプリド

4 消安第 4123 号
令和 4 年 12 月 14 日

農業資材審議会長
赤松 美紀 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

クロチアニジン

4 消安第 4124 号
令和 4 年 12 月 14 日

農業資材審議会長
赤松 美紀 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

1, 3 - ジクロロプロペン（別名 D - D）

4 消安第 4125 号
令和 4 年 12 月 14 日

農業資材審議会長
赤松 美紀 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

ジノテフラン

4 消安第 4126 号
令和 4 年 12 月 14 日

農業資材審議会長
赤松 美紀 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

チアメトキサム